

質問・回答

件名	旧松山清掃工場解体撤去工事	
No.	質問	組合回答
1	当該工事を受注した際に配置する主任技術者又は監理技術者についての資格要件はどうなっていますでしょうか。 (土木施工管理技士、建築施工管理技士、建設機械施工管理技士等)	主任技術者又は監理技術者については、法令に基づく適正な資格保有者を配置することとします。組合が特定の資格要件を設けるものではありません。
2	当該工事の入札にあつては、公告が令和6年7月30日に対して入札日が令和6年8月15日であり建設業法に照らし合わせても見積期間が短すぎると考えます。 やむを得ない明確な理由があるのであれば開示願います。	公告日から入札書提出期限までの期間は、組合財務規則、建設業法、同法施行規則等の法令の定めに則ったものとしています。
3	施工内訳書 第2号・第3号・第4号・第5号・第6号の「解体材処分」について、対象額の3%以内のみ経費対象で積算算出していますか。積算条件をご教示願います。	解体材処分に係る費用については、全額を、共通仮設費など諸経費の積算対象としています。
4	施工内訳書 第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第9号の「有価物売却」について、共通仮設費と現場管理費と一般管理費は経費対象外で積算計上しておりますか。積算条件をご教示願います。	有価物売却について、売却収入がある場合は直接工事費から控除することとしており、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の積算には含まれないこととなります。

件名	旧松山清掃工場解体撤去工事	
No.	質問	組合回答
5	有価物売却の単価及び金額について、工期が長いので万が一スクラップの単価の変動があり、(案)工事請負仮契約所の(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)第27条に該当した場合、協議の上変更の対象になると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	施工内訳書 第2号工場棟解体工事(煙突・プラットフォーム含む)の「杭撤去」本数及び長さについて、竣工図の資料02 82 ページにおいて L=7000×20 本・L=10000×90 本と記載があり内訳書数量と相違が見受けられます。本工事において杭撤去工事については協議の上変更の対象になると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	左記竣工図に記載の数量は、工場棟及び管理棟に係るものの合計であり、内訳書第2号及び第3号の「杭撤去」の数量と一致します。